教育サービスは提供されたのか

—ゼロアクセス契約と実質的利用可能性の再構成—

---

1. はじめに

通信教育およびオンライン教育の普及に伴い、教育サービスの提供形態は大きく変容している。しかし、その契約構造は従来の対面教育とは異なり、複数の手続や追加的負担を前提とする場合が少なくない。

本稿は、通信教育課程における学費返還をめぐる一事例を素材として、「教育サービスの提供」とは何かを再検討するものである。特に、初期費用の支払にもかかわらず、追加的支払を行わなければ教育内容に一切アクセスできない契約構造に着目し、これを「ゼロアクセス契約」と定義する。

その上で、裁判所が採用する「形式的提供」概念の限界を明らかにし、「実質的利用可能性」に基づく新たな評価枠組みを提示する。

---

2. 事案の構造

本件において原告は、通信教育課程に入学し授業料を納付したが、教育サービスを実質的に受けることができなかったとして学費の返還を求めた。

しかし、教育サービスの利用には、以下の条件が存在していた。

- 学習用 ID・パスワードの発行には追加料金が必要
- ログインしなければ学修システム（LMS）にアクセス不可
- 教材配本も別途申請が必要
- 初期授業料のみでは受講可能な授業は存在しない

すなわち、初期費用の支払のみでは、教育内容に一切アクセスできない構造であった。

これに対し裁判所は、履修登録等の制度が存在することを理由に、教育サービスは提供されたと認定し、請求を棄却した。

---

3. 裁判所の判断枠組み

（1）形式的提供の採用

裁判所は、教育サービスの提供について、制度上の利用可能性を基準として判断した。すなわち、履修登録や申請手続が可能である以上、教育サービスは提供されたと評価された。

このような判断は、「実際に利用できたか」ではなく、「理論上利用し得たか」を重視するものであり、本稿ではこれを**形式的提供（Formal Availability）**と呼ぶ。

（2）自己責任への帰着

さらに裁判所は、原告が追加手続や追加支払を行わなかった点を重視し、結果として教育サービスを利用しなかったことを自己責任として処理した。

その結果、制度の複雑性や課金構造の問題は、十分に検討されないまま排除された。

---

4. ゼロアクセス契約という問題構造

（1）定義

本稿は、本件のような契約構造を次のように定義する。

> **ゼロアクセス契約**：初期対価を支払っても、追加的対価を支払わなければサービスに一切アクセスできない契約構造。

（2）本件への適用

本件においては、

- 初期授業料支払
  → 教育内容へのアクセス不可
- 追加料金支払
  → 初めてログイン・受講可能

という構造が存在する。

したがって、初期支払時点では、教育サービスの提供は実質的に開始されていないと評価すべきである。

（3）提供概念への影響

このような契約において、制度の存在のみをもって教育サービスの提供があったとすることは、提供概念の過度な抽象化である。

なぜなら、利用者は実際には教育内容に一切接触しておらず、提供の実体が存在しないからである。

---

5. 実質的利用可能性の提唱

（1）概念の再構成

教育サービスの提供は、以下の三層に分解して検討されるべきである。

1. **形式的利用可能性**：制度上アクセスが可能であること
2. **手続的利用可能性**：利用に必要な手続が理解・実行可能であること
3. **実質的利用可能性**：現実に教育内容へアクセスできること

本件判決は①のみを重視し、②および③の検討を欠いている。

（2）判断基準の提示

通信教育においては、一定程度の自己管理が求められることは否定できない。しかし、以下の条件が満たされる場合には、単なる制度の存在のみをもって提供を肯定することは妥当でない。

- 学修開始が複数の手続に依存すること
- 手続が平均的利用者にとって容易でないこと
- 手続未履行により完全にアクセス不能となること
- 初期支払のみでは教育内容に到達できないこと

このような場合には、「実質的利用可能性」を基準として提供の有無を判断すべきである。

---

6. 擬似サブスクリプション化への批判

本件の契約構造は、形式的には教育契約であるが、実質的にはアクセス権の段階的販売に近似する。

しかし、教育契約は本来、単なるコンテンツ利用契約とは異なり、学修機会の実質的保障を含むものである。これを「支払わなければ何も始まらない」構造に還元することは、教育機関としての責務と整合しない。

したがって、教育サービスを擬似的なサブスクリプション契約として扱うことには、強い疑問が残る。

---

7. 消費者契約法との関係

本件においては、教育サービスの提供が肯定された結果、消費者契約法上の「平均的損害」の検討は実質的に機能していない。

しかし、ゼロアクセス契約の下では、初期支払に対応する実質的サービスが存在しない以上、学費全額を損害として正当化することは困難である。

この点は、現行の判断枠組みにおける重大な問題点である。

---

8. 結論

本稿は、通信教育課程における契約構造を分析し、「ゼロアクセス契約」という概念を提示した。

本件判決は、教育サービスの提供を形式的利用可能性に還元し、実質的利用可能性の検討を欠いている点で不十分である。特に、初期支払のみでは教育内容に一切アクセスできない場合にまで提供を肯定することは、提供概念の過度な拡張である。

今後は、制度の存在のみならず、利用者が現実に教育内容へ到達できるかという観点を含めた評価が必要である。